

障 害 者 総 合 支 援 事 業

重要事項説明パンフレット

このパンフレットは、お客様が障害者総合支援事業（ホームヘルプサービス）の契約にあたって、お客様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業者の名称 事業者の所在地 代表者氏名 電話・FAX	公益財団法人 慈愛会 鹿児島市泉町 1 番 15 号 今村 英仁 電話(099)226-1644 FAX(099)223-2444
事業所名	指定居宅介護事業所 ヘルパーステーション 結の街
所在地	鹿児島市小原町9番1号
連絡先(緊急連絡先)	TEL 099-267-0177 FAX 099-267-6689
職員体制	管 理 者 坂口 香美 サービス提供責任者 2 名以上 登録ヘルパー 5 名
営業日・営業時間	営業日 月曜日から日曜日まで (日祭日を含む) (ただし12月29日～1月3日を除く) 営業時間 8 時30分から 17 時 30 時まで
通常のサービス提供 実施地域	鹿児島市 (旧5町を除く)
ホームページ	http://www.jiaikai.or.jp/aitoyui/
E-mail	上記ホームページ内で問い合わせ可
事業の目的・運営方針	利用者が居宅において、その有する能力に応じてできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供する。

◎ 緊急時の対応方法

お客様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方にただちに連絡し、必要な措置を講じます。

	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏 名			
連絡先			
住 所			

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は取扱いしません。

○お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応します。

とともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償を致します。

加入保険名	東京海上火災
保険の内容	賠償責任保険
賠償できる事項	・当事業所の訪問介護員がお客様の家財を壊してしまったとき ・業務遂行の結果、飲食物等提供に起因する障害等
当事業所の 連絡担当者	(氏 名) 益満 成美 (連絡先) 099-239-6444

障害者総合支援居宅介護等事業契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と公益財団法人慈愛会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護・重度訪問介護について、それぞれ対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約します。

（対象となるご利用者）

障害者総合支援法による障害者の認定を受け居宅介護・重度訪問介護の支給決定を受けた方

（契約の目的）

第1条 事業所は、障害者総合支援法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じてできるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう、便宜（以下、「サービス」といいます。）を供与します。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

（サービスの提供）

第3条 事業者は、訪問介護員（以下、「ホームヘルパー」といいます。）を利用者の居宅に派遣し、【契約書別紙】に定めた内容のサービスを提供します。

（決定内容の変更）

第4条 利用者やその家族（以下、「利用者等」といいます。）がサービス内容の変更を希望する場合は、障害者総合支援法令に基づき変更することとします。

（費用負担）

第5条 利用者等は、利用者証の費用負担区分に基づき算出した利用料を翌月の末日までに事業者を支払うこととします。

（サービスの中止）

第6条 利用者等は事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知することにより、利用料を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

2. 利用者等がサービス提供の24時間前までにサービス利用の中止を申し出ず事業者がサービスを提供できなかった場合は、事業者は、利用者等に対して、キャンセル料金を請求することができます。

3. ただし、利用者等は病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金を支払うことなく、サービス利用を中止することができます。

(重要事項説明パンフレット)

第7条 この契約に際し、事業者は利用者等に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。

また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

(契約の終了)

第8条 利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に住所を有することになったとき。
- (3) 社会復帰施設等に入所したとき。
- (4) 入院期間が3ヶ月を超え、引き続き入院の必要のあるとき。
- (5) 障害者自立支援法令に基づきサービスの提供が廃止になったとき。

(利用者等の解約権)

第9条 利用者等は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れることにより、利用者等が希望する日をもって契約を解約することができます。

2. 利用者等は前項の規定にかかわらず、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 利用者等は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が第11条に定める守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者またはその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(事業者の解約権)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者等に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通達することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 事業の休廃止
- (3) 利用者が遠方へ引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合

2. 事業者は、利用者等が、利用料の支払遅延など、故意に法令違反やその他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず、改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者が雇用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する秘密について、利用者等または第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がない限り、第三者に漏らしません。

この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者またはその家族それぞれからあらかじめ文書で同意を得ない限り、ケア会議等において、利用者等の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の生命・身体・財産または信用に損害を及ぼした場合には、利用者等に対して速やかにその損害を賠償します。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

(裁判管轄)

第13条 利用者等と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(虐待の防止について)

第14条 利用者への虐待の未然の防止のため次のような措置を講ずるものとします。

- (1) 行動規範の周知徹底、職員意識向上のための研修
- (2) 支援技術向上のための研修
- (3) 次条に定める苦情解決の円滑な実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催しその結果について従業者に周知徹底を図っています。

(身体拘束等について)

第15条 事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(業務継続計画の策定等について)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護事業（重度訪問介護事業）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

利用者（または代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

家 族（または代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

※代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。 代理人が委任受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。
--

私は、本人の契約意思を確認しました。

事業者 住 所 鹿児島市小原町9番1号 _____

名 称 公益財団法人 慈愛会 _____

指定訪問介護事業所 _____

ヘルパーステーション 結の街 _____

代表者 理事長 今村 英仁 _____ 印 _____

電 話 099-267-0177 _____

【契約書別紙】

1. サービス内容

(1) 家事に関すること

- ア 調理
- イ 生活必需品の買い物
- ウ 衣類の洗濯、補修
- エ 住居等の掃除、整理整頓
- オ その他必要な家事

(2) 身体の介護に関すること

- ア 身体の清潔の保持等の援助
- イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
- ウ その他必要な身体の介護

(3) 生活、身上及び介護に関する相談及び助言に関すること

※ 次のサービスは、原則として提供できません。

- × 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
- × 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- × 来客の応接（お茶、食事の手配など）
- × 自家用車の洗車・清掃
- × 草むしり・園芸（植木の剪定など）・花木の水やり
- × 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）
- × ペットの世話（犬の世話など）
- × 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- × 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

(4) 交通費

- 買い物時や薬の受け取り時の交通費は利用者実費負担になります。
- 通院介助時の交通費は利用者実費負担になります。
- 通常の実施地域を超えて行う居宅介護について自動車を使用した場合は
事業所から片道概ね15km未満は 無料
事業所から片道概ね15km以上は 200円
交通費として別途いただきます。

(5) 水道・ガス・電話代

- 利用者宅でサービス実施の為に使用した水道・ガス・電気の利用代金は利用者実費負担になります。
- 利用者宅で、サービス実施の為にやむを得ず電話を利用した場合の代金は利用者実費負担になります。

※ 事業者は、訪問介護等の提供に関する記録を作成し、利用者の利用者証の有効期間が満了する日から5年間保管しています。